

審査基準及び標準処理期間

| | |
|------|---------------|
| 所属名 | 薬務課 薬物対策・企画担当 |
| 内線番号 | 4786 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------|--|
| ① | 処分名 | 覚せい剤原料輸入業者等(覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者)の指定 |
| ② | 法令名 | 覚せい剤取締法 |
| ③ | 法令番号 | 昭和26年法律第252号 |
| ④ | 根拠条項 | 第30条の2第1項 |
| ⑤ | 処分権者 | 京都府知事 |
| ⑥ | 法令の定め | <p>第30条の2第1項 覚せい剤原料輸入業者若しくは覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定は業務所又は製造所ごとに厚生労働大臣が、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定は業務所又は研究所ごとにその所在地の都道府県知事が、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる者のうち適当と認める者について行う。</p> <p>一 覚せい剤原料輸入業者については、医薬品製造販売業者等その他覚せい剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚せい剤原料の輸入を必要とする者</p> |
| ⑦ | 審査基準 | ・覚せい剤取締法の施行について(昭和26年7月20日発薬第293号厚生事務次官通知) |
| ⑧ | 経由機関名 | 府保健所 |
| ⑨ | 協議機関名 | |
| ⑩ | 標準処理期間 | (⑪合計期間) 25日 |
| | 経由期間 | 10日 |
| | 協議機関 | |
| | 当該処分機関 | 15日 |
| ⑫ | 問合せ | 薬務課薬物対策・企画担当(075-414-4786) |
| ⑬ | 備考 | |